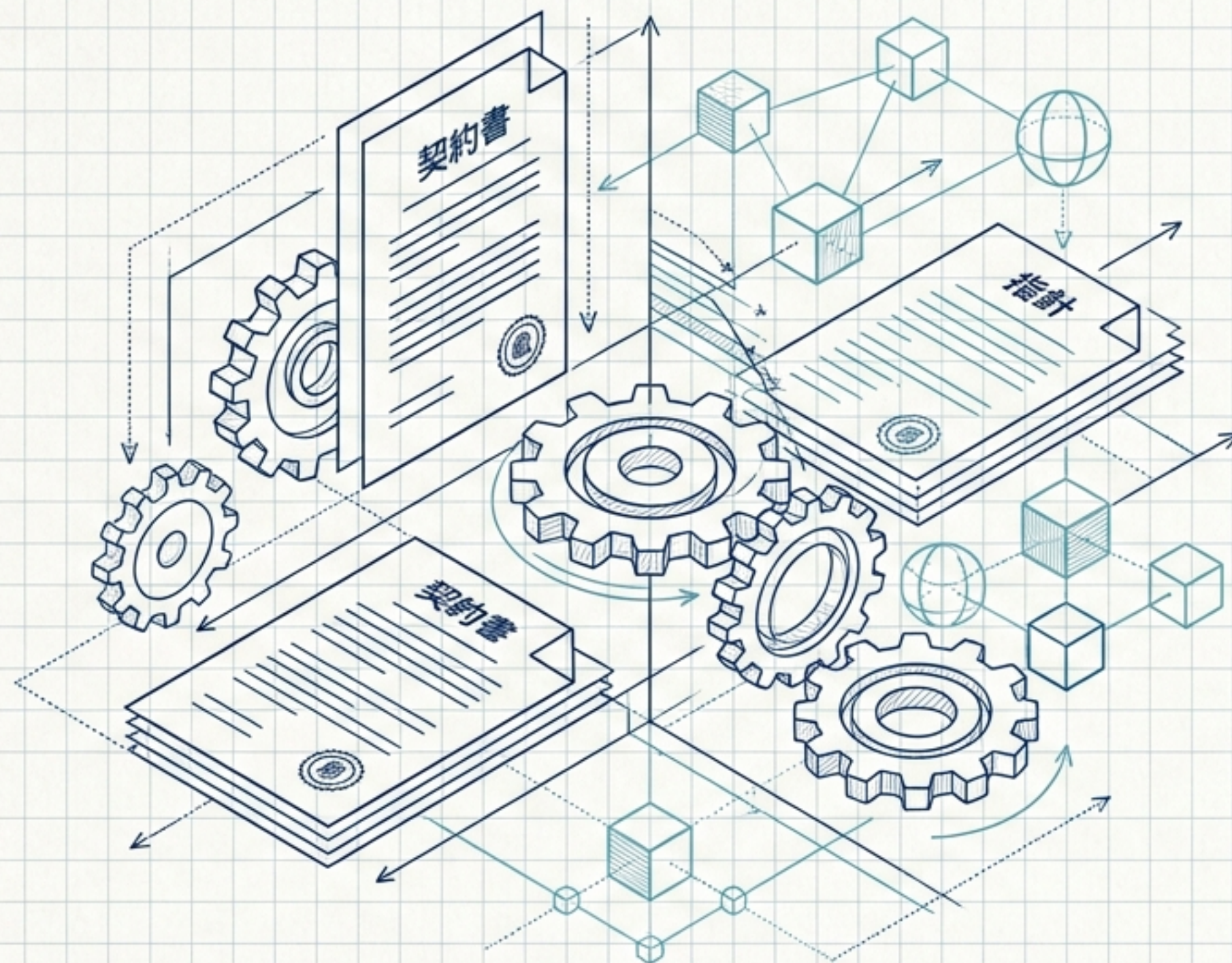




令和8年 知財取引指針と契約書ひな形の完全解説

全業種・データ時代における「優越的地位の濫用」規制の実務インパクトと戦略的対応

The Bottom Line: 3つの最重要パラダイムシフト

1



対象の「全業種・データ」への大拡張

従来の製造業・特許中心から、全業種のノウハウ・データ（AI学習用・顧客データ等）へと保護射程が劇的に拡大。

2



「不当な吸い上げ」の体系化と厳格化

片務的NDAや無償譲渡など、形式的な「合意」があっても優越的地位の濫用等として独占禁止法違反となり得る行為を明示。

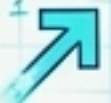
3



「盾」となる4つの契約書ひな形の実装

単なる標準書式ではなく、背景知財の切り分けや紛争頻発点を可視化し、交渉の拠り所となる実務ツールを提供。

パラダイムシフト：何がどう変わったのか？

	Before (従前)	After (今回：令和8年指針)
対象業種	製造業・下請企業が中心 (2007年指針/中小企業庁GL)	全業種に拡張 (ソフトウェア、広告、 デザイン、データビジネス網羅) 
保護対象	狭義の知的財産権 (特許・ 著作権など登録済IPが主)	ノウハウとデータ (図面、レシピ、 加工技術、CAD、AI学習データ) を明示的に包含   
規制の焦点	技術利用の制限行為、 下請法ベースの指導	取引過程での「 <u>不当な吸い上げ</u> 」 (独占禁止法・優越的地位の 濫用規制を中核としたハブ化) 

法的位置づけ：単なる「ベストプラクティス」ではない

形式的拘束力はなし（ソフトロー）だが、実質的な法執行の「ベースライン」として機能

中小企業受託振興基準
(同日付で指針を引用する
基準改正を実施)

独占禁止法
(優越的地位の濫用等)

令和8年
知財取引指針
(独禁法第2条第9項
第5号の行政解釈)

フリーランス・事業者間
取引適正化等法
(運用基準改正案へ直結)

下請代金支払遅延等防止法
(取適法優先の原則)

新たな保護対象の解剖図：「知的財産権等」の真の範囲



レッドライン：「不当な吸い上げ」の3大問題行為

⚠ 形式的な「合意」が存在しても、協議なき一方的要請は優越的地位の濫用となり得る。



情報の管理 (Information Management)

- NDA未締結のままの無断開示要請
- 片務的NDAの強要
- 工場見学や品質保証を名目としたノウハウ吸い上げ



価値の適切な評価 (Value Assessment)

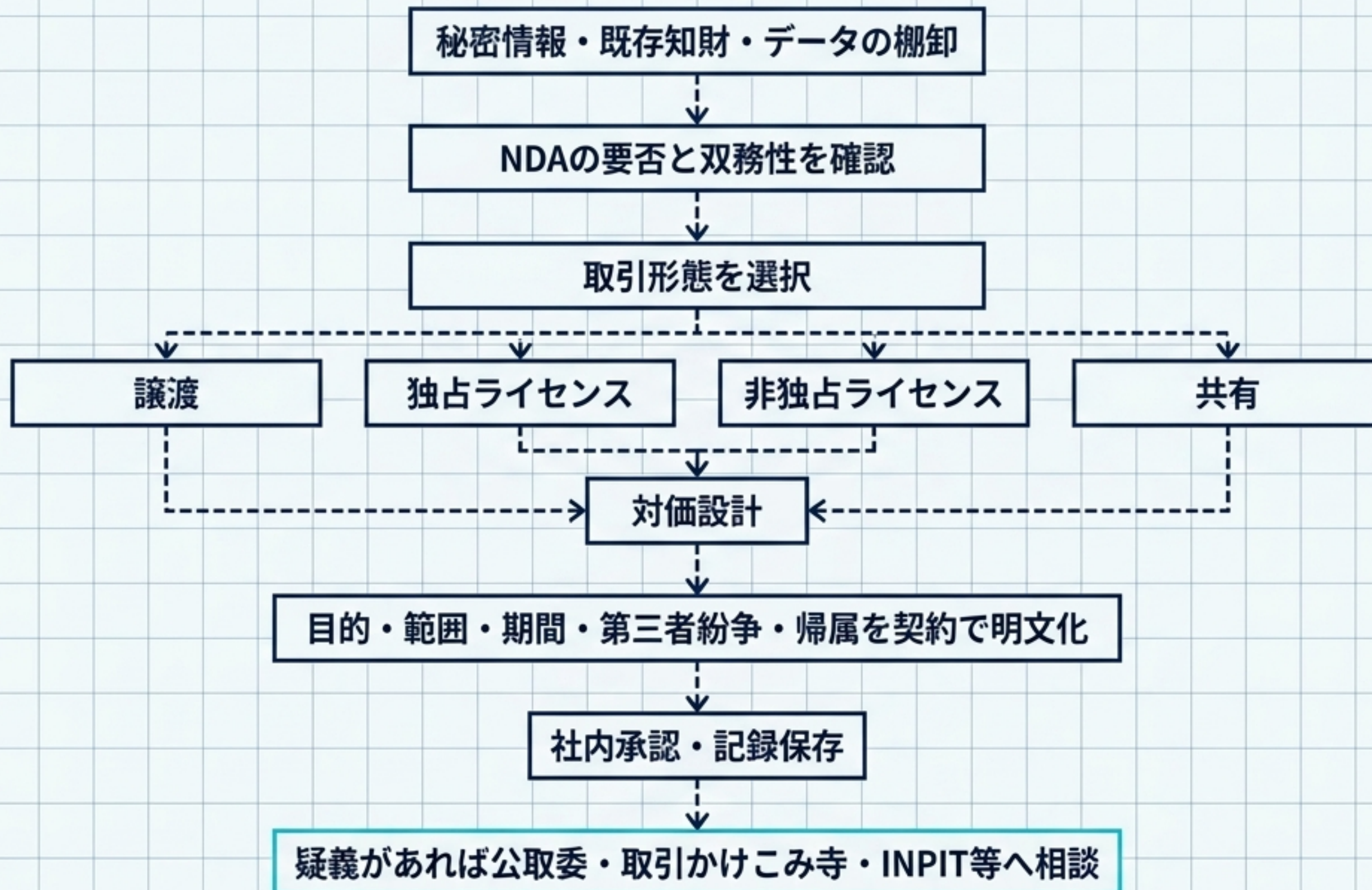
- 著しく低い対価設定・対価不設定
- 無償譲渡・無償ライセンスの強要
- 無償の技術指導・PoC・試作品製造の強要



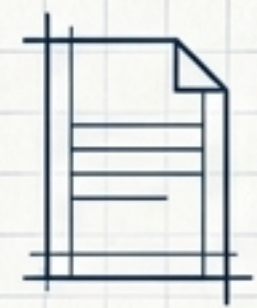
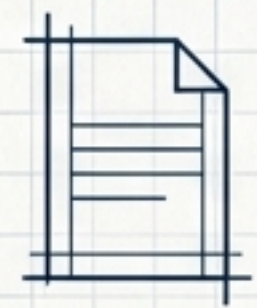
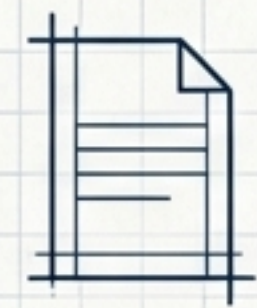
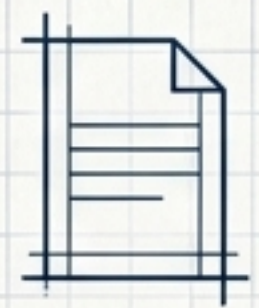
その他の行為 (Other Risk Transfers)

- 知財訴訟リスク（非侵害保証）の一方的な丸投げ
- 共同研究の名を借りた一方的帰属・成果利用制限
- 出願干渉や最恵待遇条件の押し付け

実務フロー：知財取引の最適ルート



4つの契約書ひな形の全体像



①秘密保持契約(NDA)

②共同開発契約

③開発委託契約

④製造委託契約

適用場面
(Scenario)

検討・交渉の
初期段階

双方が貢献し合う
新規開発

仕様策定から
委託する開発

仕様確定済みの
量産・製造

最大の焦点
(Core Focus)

情報の目的外
使用禁止

「貢献」に応じた
持分決定

背景知財の
巻き込み防止

プロセス由来の
ノウハウ保護

実務上の
インパクト
(Practical Impact)

「開示＝ライセンス」
の誤解を封印

一方的な非侵害保証
の押し付け回避

成果帰属と
対価の切り離し

金型・加工データの
出口（返還）管理

契約ディープダイブ①：秘密保持 & 共同開発

秘密保持契約書 (NDA)

第3条：双務型の実装。
片務的NDAを回避し、
相互の目的外使用を禁止。

第4・5条：ライセンス
非発生 of 明文化。
初期検討での情報開示だ
けで権利譲渡や許諾が
生じないことを確認。

共同開発契約書

第8条：成果・知財帰属の核心。
共有成果は「貢献比率」で
持分を決定。第三者への
実施許諾制限も明記。

第12条：第三者紛争対応。
非侵害保証を相互
相互不保証とし、
紛争時は協力解決へ
(一方的押し付けの禁止)。

契約ディープダイブ②：開発委託 & 製造委託

開発委託契約

第2条：固有知財（背景知財）の確認。
受注者が元々持っていた技術が成果物に混入し、無償で奪われることを防ぐ。

第5条：帰属と対価の連動。
成果は原則発注者へ移転するが、コメント欄にて独占ライセンス型への書き換え余地も提示。

製造委託契約

第1・4条：製造プロセスの保護。
製品だけでなく、製造過程で生じる独自のノウハウや製法データを目的外転用から守る。

第7条：出口管理。
契約終了時。
契約終了時における金型設計データや加工データ等の確実な返還・廃棄を義務化。

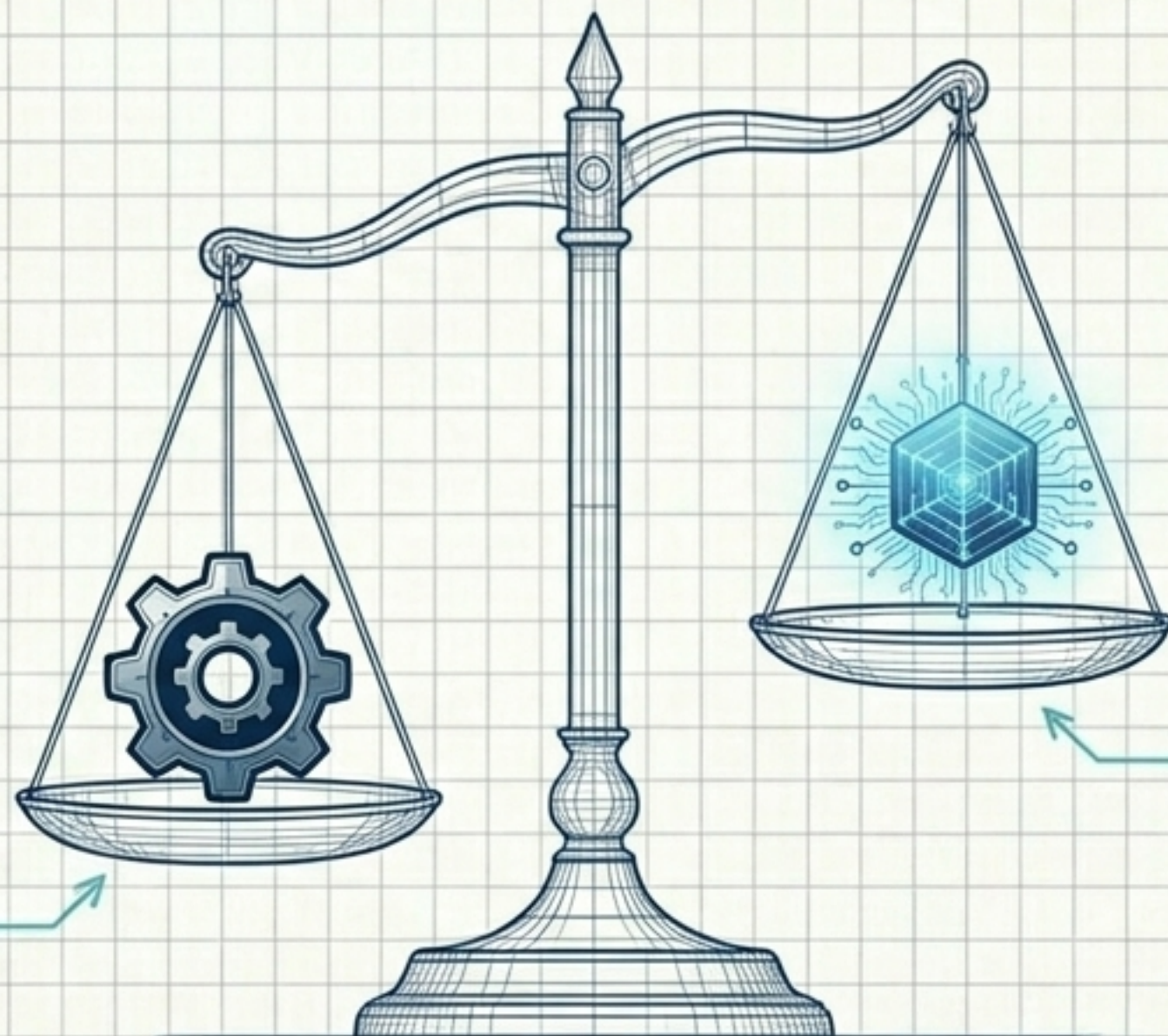
価値評価と対価設計のジレンマ

「工賃」と「知財対価」の峻別が基本原則だが、機械的適用には副作用も。



左軸：工賃 (Labor Cost)
原価積上げに基づく作業対価。

【副作用リスク】AI活用等で工数が削減された場合、「工賃のみ」を基準にすると強力な値下げ圧力となる危険性。



右軸：知財対価 (IP Value)
将来利益、代替可能性、独自性に基づく価値。

【柔軟な設計】一括払い、ランニングロイヤルティ、マイルストーン、レベニューシェア等の選択肢を個別に協議。

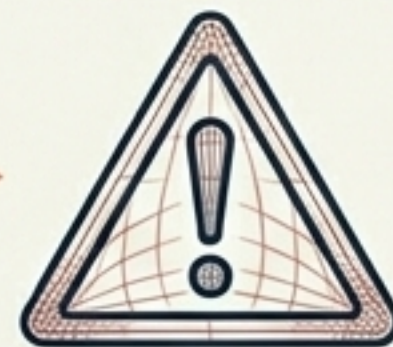
※大学・研究機関等の不実施主体においては、「不実施補償条項」が交渉を複雑化させる懸念も指摘されている。

プレイヤー別の実務インパクト：両刃の剣



中小企業・フリーランスの「盾」

- 【**根拠文書の獲得**】「不公平だ」という感覚を、国の指針に基づく明確な「協議要求」へと変換可能に。
- 【**無償条項の拒否力**】 PoCや試作、著作権の当然譲渡に対し、対価設定を堂々と主張できる。
- 【**エスカレーション**】 公取委、取引かけこみ寺等への相談窓口が体系化され、単独で抱え込む必要が消滅。



大企業・発注者の「リスク」

- 【**「いつものひな形」の陳腐化**】 法務未関与のまま営業現場が回している片務的NDAや非侵害保証が、直ちに独禁法リスク化。
- 【**交渉プロセスの証拠化義務**】 条文の文面だけでなく、「協議の有無」や「要請の仕方」自体が優越的地位濫用の判断要素となる。

業界と市場の反応：ステークホルダー・マップ



政府（実装推進・肯定）

公取委・中小企業庁・経産省：全業種への適用拡大を強く推進。同日付で振興基準やフリーランス法運用基準改正案へ指針を即座に埋め込み、法執行の土台を固める。



法律実務家・業界団体（理解と懸念の半々）

TMI総合法律事務所 / JIPA：予見可能性の向上は評価しつつも、国のひな形が「唯一の正解」として誤解され、硬直的に運用される（私的自治の阻害）副作用に強い警鐘。



学术界・研究機関（運用面の課題）

匿名意見等：不実施補償条項の扱いなどが、大学等との共同研究においてかえって交渉を複雑化・長期化させる懸念を表明。

中小企業向け実務チェックリスト：自社状況の自己診断

項目	確認内容	できていない場合の当面对応
契約前の棚卸し	[] 背景知財、秘密情報、データを3層で整理できているか。	社内リスト化し、開示禁止情報を明示。
NDAの質	[] 双務型か。目的外使用禁止と残存条項があるか。	片務型なら修正提案。少なくとも目的と期間を再交渉。
開示範囲	[] 工場見学、AI学習等への利用範囲が明確か。	開示対象・方法・取得ログを明文化。
成果帰属と対価	[] 無償譲渡や「成果一切帰属」条項がないか。工賃と区分されているか。	利用範囲ごとに分解し、代替案（ロイヤルティ等）を提示。
記録化	[] 見積、メール、協議メモ、修正履歴を保存しているか。	即時にフォルダ統合し、契約案件ごとに証拠保存。

参照すべき一次資料エコシステム

最優先 (Must Read)



- A. 公取委：知財取引指針 本文PDF（85頁） - 法執行のベースラインとなる正本。
- B. 公取委：契約書ひな形 PDF（21頁） - 条項例と柔軟な運用を示す「コメント欄」が極めて重要。

重要 (High Priority)



- C. 経産省プレスリリース - 約70事例・約50実践例を含む、実務ポイントの全体像把握に最適。
- D. 下位法令の改正案 - 中小企業庁の振興基準改正資料、およびフリーランス法への波及確認。

参考 (Context & Critique)



- E. TMI総合法律事務所 解説ブログ - 実務上の利点と「硬直化リスク」の批判的把握。
- F. 日本知的財産協会(JIPA) 意見書 - 業界実務側のリアルな論点と懸念の把握。